

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一序」について

— 智顛述・灌頂記「菩薩戒義疏」との関連を中心として —

諏訪義純

はじめに

フランスのパリ国立図書館所蔵になるペリオオ本目録番号二一九六号「出家人受菩薩戒法卷第一」については、すでに神田喜一郎博士が昭和十三年に「書苑」三の三に紹介されており、戦後は、昭和三十三年に牧田諦亮博士が「書道全集 5 中国 5 南北朝 I」に解説を附されている。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一序」について（諏訪）

これら先学はその撰述者、撰述年時ともに不明なものとされている。

しかしながら、このペリオオ本の跋文に「大梁天監十八年歲次己亥五月 勅写」と記さるる点に注目して、その撰述者は梁武帝であり、その撰述年時は天監十一年（五一二）から十八年（五二九）にかけての間であろうと私は考察した。而してそのペリオオ本は「出家人受菩薩戒法」と称さるるも、全体としての経題は「在家出家受菩薩戒法」と

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷第一」について（諏訪）

いわれるべきものではないかとした。智顛述・灌頂記「菩薩戒義疏」に受菩薩戒法の流布本の一つにあげられながら今日も系統不明とされている制旨本は、実は梁武帝撰述のものではなからうかとした。果して然りとすれば「出家人受菩薩戒法卷第一」はその制旨本の一部であろうと推察したのである。これらについては、近刊「敦煌古写経」所収の拙稿「梁天監十八年勅写の『出家人受菩薩戒法卷第一』について」を参照されたい。

さてここでは前稿で紹介し得なかった「出家人受菩薩戒法第一」の序一の全文を掲げたい^①。その序一の文を隋の智顛述・灌頂記「菩薩戒義疏」（卷上）と対比すると、同一または類似の文が見出される。されば序一の全文を上段に記し、下段にはこれと同一または類似と見做される「菩薩戒義疏」（卷上）の文を抄出して記すこととする。なお後の論述のために、序一の文に段落改行を文意の上からなした。

①この資料は京都大学図書館所蔵の写真によって筆録するを得たものである。その御配慮を得た同研究所牧田諦亮博士に深く謝意を表すものである。

②なお佐藤哲英博士によれば、この「菩薩戒義疏」が智顛の撰述

であるかどうか疑わしいという（「天台大師の研究」四二二―四一五頁）。然りとすると、この義疏が菩薩戒経に関する最初の注釈書であり、隋から唐初にかけての撰述であることは動かない。

出家人受菩薩戒法卷第一

序一

菩薩戒者。不為一切衆聖。廼為一切凡夫。凡夫心相。有大有小。有深有淺。或外遶內寬。外寬內遶。內外俱遶。內外俱寬。當於廿五有。心意自念。有中生空。空中生有。大中生小。小中生大。因緣所生。無有因性。則是有中生空。諸法寂滅。因緣故有則是。空中生有。大中生小。大不定大。小中生大。小不定小。如是思量。心行平等。觀察衆生。了達非有。

菩薩持戒。亦不齊限日月歲數。於無量阿僧祇劫。廼至盡於後際。常為十方一切衆生。修行淨戒。是菩薩業。華意菩薩。無礙為宗。唯曠唯大。唯忘唯等。聲聞戒。手遮其使碍。菩薩戒遮使不碍。修習無碍。行於平等。雖知一切諸法空。不捨一切衆生。譬如河水。不至彼岸。不來此岸。不斷中流。能度衆生。菩薩摩訶薩。亦復如是。不趣生死。不趣涅槃。亦復不住生死中流。而能濟彼衆生於彼此岸。菩薩習行。身心每淨。若其得意。誓即是戒。

戒本宗流。大底有二。壹出菩薩地持經。二出梵網經。地持經是燈明仏所說。蓮華菩薩受持。蓮華滅後伝梵化菩薩。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について（諏訪）

菩薩戒義疏（大正四〇・五六八—五六九）

二地持經。相伝是彌勤說。原本是燈明仏說。蓮華菩薩受持。次第三十餘菩薩伝化。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について（諏訪）

梵化滅後伝積耀菩薩。積耀滅後伝豐王菩薩。豐王滅後伝妙相菩薩。妙相滅後伝宝積菩薩。宝積滅後伝終終陀菩薩。終終陀滅後伝普現菩薩。普現滅後伝阿逸多菩薩。此阿逸多是同名非殊顯阿逸多滅後伝世受菩薩。世受滅後伝宝網菩薩。宝網滅後伝離垢菩薩。離垢滅後伝弥勒菩薩。弥勒滅後伝鬱波多菩薩。鬱波多滅後伝大象王菩薩。大象王滅後伝華度菩薩。華度滅後伝華林菩薩。華林滅後伝常拳手菩薩。常拳手滅後伝伊波達菩薩。伊波達滅後伝孔雀菩薩。孔雀滅後伝奮迅菩薩。奮迅滅後伝山王華菩薩。山王華滅後伝質多菩薩。質多滅後伝師子吼菩薩。此是別有師子吼非在師子吼師子吼滅後伝長手菩薩。長手滅後伝散華菩薩。散華滅後伝羌伽菩薩。羌伽滅後伝秘密菩薩。秘密滅後伝迦葉菩薩。此迦葉即是多羅聚塔童子迦葉迦葉滅後伝阿歡慧菩薩。阿歡慧滅後。無的伝受。戒法散漫。展轉相伝。

梵網經是七仏所説。釈迦牟尼仏至蓮華藏莊嚴世界海。從盧舍那仏所。還坐道場。結菩薩戒。初結戒。阿逸多菩薩憶持。阿逸多滅後伝那陀伽菩薩。那陀伽滅後伝智亮比丘。智亮滅後伝仏寂菩薩。仏寂滅後伝優陀菩薩。優陀滅後伝妙質菩薩。妙質滅後伝日耀菩薩。日耀滅後伝拘樓沙菩薩。拘樓沙滅後伝大長菩薩。大長滅後伝棄利渠闍賢菩薩。

梵網受法。是盧舍那仏為妙海王子受戒法。釈迦從舍那所受誦。次転与逸多菩薩。如是二十余菩薩。次第相付。什師伝来。

利渠間賢滅後伝秘密菩薩。秘密滅後伝阿毘陀置伽婆菩薩。

阿毘陀置伽婆滅後伝積廩陀菩薩。積廩陀滅後伝菊花菩薩。

菊花滅後伝妙志菩薩。妙志滅後伝伊羅鉢菩薩。伊羅鉢滅

後伝吼王菩薩。吼王滅後伝花松菩薩。花松滅後伝恭雅菩

薩。恭雅滅後。此法流散。無的伝述。

地持經後有大菩薩伊波勒。応迹託化。伝出此土。經目云。昔無加

為河西上大江東流。後有求那跋摩。得二果。是即非菩薩。於祇洹寺。訊

出。疑蓋即是伊波勒。開合。別有目錄。不復具記。此經。地持善戒大意相似。曲

細推檢。多有不同。

梵網經所說菩薩戒。是律藏品中。廬舍那仏与妙海三千子

受戒法。經又云。八万四千威儀品当広説。是知律藏品止

是略説。此土流通。別有一卷梵網經。説六十二見。梵網大本。不伝此土。

世間所伝菩薩戒法。似欲依二經。多附小乘行事。撰菩薩

戒法。乃有多家。

鳩摩羅什所出菩薩戒法。高昌曇景口所伝受菩薩戒法。羅

什是用梵網經。高昌云。弥勒所集。亦梵網經。

長沙寺玄暢所撰菩薩戒法。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について（諏訪）

（地持經）後有伊波勒菩薩。応迹託化。伝来此土。然地持是
曇無讖所訳。疑讖即是伊波勒。

梵網受法。是廬舍那仏為妙海王子受戒法。釈迦從舍那所
受誦。……出律藏品。

（梵網受法）次第相付。什師伝来。……二地持經相伝是弥勒
説。

三高昌本者。或題暢法師本。原宗出地持。而作法小広。
……自齊宋已来多用此法。所以題作高昌本者尋地持是曇
無讖於河西所訳。有沙門道進。求讖受菩薩戒。讖不許。
且令悔過七日七夜。竟詣讖求受。讖大怒不答。進自念。

京師又有依優婆塞戒經撰菩薩戒法。
復有依纓珞本業經撰菩薩戒法。
復有依觀普賢行經撰菩薩戒法。
粗是所見。略出六家。譬共入水求流離珠。各隨所得。歡
喜受持。世行已久。不復詳論。
今所撰次不定一經。隨經所出。採以為証。於其中間。或
有未具。參以所聞。不無因緣。不敢執己懷抱妄有所作。
唯有撰次。是自身力。集為在家出家受菩薩戒法。不敢自

正是我障業未消耳。復更竭誠禮懺。首尾三年。進夢見釈迦文仏授已戒法。明日詣誠。欲說所夢。未至數十步。誠驚起唱。善哉。已感戒車。我當為汝作証。次第於仏像前。更說戒相。時有道朗法師。是河西高足。當進感戒之時。朗亦通夢。乃自卑戒臘。求為法弟。於是從進受者千有余人。河西王沮渠蒙遜子景環。後移徙高昌。既奉進為師。進亦隨往。值高昌荒餓。進生割己身。以救飢者。因此捨命。進弟子僧遵。姓趙。高昌人。伝師戒法。復有比丘曇景。亦伝此法。宗出彼郡。故名高昌本。又元嘉末。有玄暢法師。從魏國度在荊囑之門。宣授菩薩戒法。大略相似。不無小異。故別有暢法師本。此出曇無讖。而小広地持。恐讖誓願發起人情有此重複也。
優婆塞戒經偏受在家。
四纓珞經受菩薩戒法。
普賢觀受戒法。身似高位人自誓受法。

さて、「出家人受菩薩戒法」を「菩薩戒義疏」と對比することによって、隋の智顛述「菩薩戒義疏」は一部において梁代撰述とみられる「出家人受菩薩戒法」(正しくは「在家出家受菩薩戒法」)に依拠してこれを簡略にしたものか、或いは「出家人受菩薩戒法」の依拠した資料に拠ってこれを簡略にしたものであろうことがいいうる。即ち「出家人受菩薩戒法」には、「菩薩戒義疏」が依拠したであろう、より古い詳細な資料が存するということがある。

その第一は「菩薩戒義疏」で「地持經」の相伝について、「是弥勒說。原本是燈明仏說。蓮華菩薩受持。次第三十餘菩薩傳化」と記しているものを、「出家人受菩薩戒法」では、

燈明仏・蓮華菩薩(以下菩薩略す)・梵化・積耀・豐王・妙相・宝積・純陀・普觀・阿逸多・世受・宝網・離垢・彌伽・鬱波多・大象王・華度・華林・常拳手・伊波達・孔雀・奮迅・山王・質多・師子吼・長手・散華・光伽・迦葉・秘密・阿歡慧

と記している。梵化以下、阿歡慧に至るまで二十九菩薩しかないが、恐らく「菩薩戒義疏」ではこれを簡略化して「次第三十餘菩薩傳化」と記したものであろう。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について(諏訪)

第二は「梵網經」の相伝で、「菩薩戒義疏」では「次転与逸多菩薩。如是二十餘菩薩。次第相付」と記しているものを、「出家人受菩薩戒法」では、

阿逸多菩薩(以下菩薩又は比丘略す)・那伽伽・智亮・仏寂・優陀・妙質・日耀・拘楼沙・大長・棄利渠呂賢・秘密・阿畏陀・置伽婆・積廣陀・菊花・妙志・伊羅鉢・吼王・花松・恭雅

と記している。那伽伽以下、恭雅に至るまで十八の菩薩(比丘を含む)を数うるが、「菩薩戒義疏」ではこれを簡略化して「二十餘菩薩。次第相付」と記したものとみられる。

然らば「出家人受菩薩戒法」で、「地持經」の相伝即ち燈明仏・蓮華菩薩より阿歡慧菩薩に至る二十九菩薩の相伝、「梵網經」の相伝即ち阿逸多菩薩より恭雅菩薩に至る十八菩薩の相伝は何に拠ったものであろうか。このことについてはなお知り得ない。

第三は曇無讖の記載についてである。「菩薩戒義疏」では「後有伊波勒菩薩。応迹託化。伝来此土。然地持是曇無讖所説。疑讖即是伊波勒。」とあるものを、「出家人受菩薩戒法」では、

後有大菩薩伊波勒。応迹託化。伝出此土。

是伊波勒

註目云曇無讖至西涼州。為可西大王沮渠蒙遜所出。疑讖即

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について（諏訪）

と記している。ここにいう経目とは如何なるものをさすか。天監十七年（五一八）以前に成立している「出三藏記集」において、卷十四曇無讖伝にはこれに相当する記載はない。しかし同卷二曇無讖訳出の經典目録に附して、「天竺沙門曇無讖至西涼州。為偽河西王大沮渠蒙遜訳出。」と記されている。

「出家人受菩薩戒法」の撰述者はこの經典目録の記載に拠つたものではなからうか。然りとすれば「疑讖即是伊波勤」は「出家人受菩薩戒法」の撰述者が附記したものといえよう。

「出三藏記集」より成立が遅く天監十八年（五一九）までの高僧を採録した「高僧伝」の卷三曇無讖伝には、

有別記云。菩薩地持経。亦是伊波勤菩薩伝来此土。後果是讖所伝記。疑讖或非凡也。

と見える。別記が如何なるものか知られない。なお隋の費長房の「歴代三宝紀」卷九には、曇無讖訳「菩薩地持経十卷」に注して「或称論亦八卷。見竺道祖河西録。」と伝えている。

むすび

「菩薩戒経」に関する最初の注釈書として古来重視せられていた智顛述・灌頂記「菩薩戒義疏」において、「地持経」の相伝三十余菩薩、「梵網経」の相伝二十余菩薩が如何なる菩薩であり、その相伝が何に基づくものであるか知られなかった。しかしながら恐らく隋代撰述の「菩薩戒義疏」が拠つたであろう資料として梁代撰述と認められる「出家人受菩薩戒法」を指摘した。これによれば「地持経」の相伝三十余の菩薩とは梵化以下、阿歡慧に至る二十九菩薩を簡略化したものであり、「梵網経」の相伝二十余の菩薩とは那陀伽以下、恭雅に至る十八菩薩を簡略化したものであることがいいうるのである。大野法道博士が「大乘戒経の研究」で、「梵網経」の「盧舎那仏釈迦仏から阿逸多乃至二十余の菩薩を経て羅什に伝ふと言ふ」伝統系脈は地持経の伝統系脈の「燈明仏に発原し蓮華菩薩已来三十余の菩薩伝持し、伊波勤跡跡して、之を中国に伝えたと言ふものから導かれたものであろう」（同書四二七頁）といわゆる点は検討を要するものと思われる。

処で同じく智顛述灌頂記の「観音経義疏」には、六朝時代の多くの観音応驗記が引用され依拠されていた（塚本

善隆隆稿「古逸六朝撰述觀世音應驗記 解題」、牧田諦亮著「六朝 觀世音應驗記の研究」解説。智顛述・灌頂記の義疏類には、かく六朝時代の今は散逸した諸資料が多く引用され依拠されているようである。

なお序一の全文をかかげながら、これに注を附すことが出来なかった。華手とは華手經(大正卷十六)をさし、求那跋摩遺跡とは「梁高僧傳」卷三求那跋摩傳、「出三藏記集」卷十四同伝に見られないものである。これらについては、先学のすすめもあり、本文の紹介も加えて他日を期したい。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について(諏訪)